

障がい者雇用に係る雇用率算定の特例拡充

(国家戦略特別区域法 第20条の4)

規制改革の内容

特例措置前

※障害者雇用促進法

事業協同組合等を活用した雇用率算定の特例制度があるが、活用例は少ない

※法定雇用率…2.2%

達成企業割合…45.5% (45.5～100人未満の企業)

特例措置

障害者雇用に係る雇用率算定の特例制度について、有限責任事業組合(LLP)をその対象に加える

LLP…Limited Liability Partnership (リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)

効果

特に**異業種**の中小企業による障害者雇用が推進される

規制改革の概要

事業協同組合等※

※事業主が事業協同組合、商工組合、商店街振興組合又は水産加工業協同組合

A水産

B水産

C水産

雇用促進事業に参加

事業協同組合

活用実績: 7件 (令和元年末時点)

企業規模別の法定雇用率達成企業割合 (令和元年6月1日時点)

規模区分	45.5～100人未満	100～300人未満	300～500人未満	500～1000人未満	1000人以上	規模計
達成企業割合	45.5%	52.1%	43.9%	43.9%	54.6%	48.0%

特区での特例として、**有限責任事業組合(LLP)**を追加

有限責任事業組合(LLP)

A水産

B工業

C農業

雇用促進事業に参加

有限責任事業組合

・異業種の企業も参画可能
・設立手続きが簡単(行政の許認可等が不要)

⇒異業種の障害者雇用の推進